

# 動産譲渡担保の公示に関する考察 ～動産譲渡登記と占有改定の比較を中心～

司法書士 本橋寛樹

令和4(2022)年11月26日に行われた第7回日本登記法学会研究大会において、筆者は、動産譲渡担保の公示レベル向上のための制度設計に関して、動産譲渡登記と占有改定の制度間比較を通して考察し、報告を行った。本稿では、その報告及び関連事項をまとめたものである。

現行法上、動産譲渡の対抗要件である、動産譲渡登記と民法に規定される引渡しは、先に対抗要件を具備したほうが優先し、動産譲渡登記と民法上の引渡しの間ではその優劣はない。一方、令和3(2021)年4月から法制審議会担保法制部会<sup>(注1)</sup>(以下「担保法制部会」という。)においては、動産譲渡登記制度の改善のほか、登記優先ルールの導入<sup>(注2)</sup>等についても検討がなされている。

以上を踏まえ、動産譲渡登記と占有改定を比較した上で、これらの相違点から見出せる動産譲渡登記の改善点について言及し、あわせて登記優先ルールが採用された場合の影響について、公示のレベル向上の観点を中心に考察を加えることとする。なお、前記の報告については、担保法制部会における部会資料に基づくものであったが、令和5(2023)年1月に担保法制部会から「担保法制の見直しに関する中間試案」及び「担保法制の見直しに関する中間試案の補足説明」(以下「補足説明」という。)が発出されたことから、それらに基づくものとする。

## 1 対抗要件具備の概要

### (I) 動産譲渡担保の対抗要件具備の方法

#### (i) 民法上の対抗要件具備

民法上の引渡しには、現実の引渡し(民法182条1項)、簡易の引渡し(民法182条2項)、占有改定(民法183条)、指図に

よる占有移転(民法184条)がある。このうち、動産譲渡担保を設定する場合には、設定者が担保対象となる動産——例えば、在庫商品や機械器具——を活用し、事業で収益を上げて担保権者に返済することから、設定者が直接占有を維持する占有改定が利用される。占有改定は、設定者と

(注1) 法制審議会-担保法制部会

[https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02\\_003008.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/housei02_003008.html)

(注2) 「担保法制の見直しに関する中間試案の補足説明」35頁(法務省、2023年1月)

登記優先ルールについて、「動産譲渡登記によって対抗要件を具備した新たな規定に係る動産担保権は、占有改定によって対抗要件を具備した新たな規定に係る動産担保権に優先するというルール」と定義付けされている。なお、指図による占有移転の場合については登記優先ルールに含まれていない。

【図表1】占有改定と動産譲渡登記の比較

		占有改定	動産譲渡登記
		共通点	
対抗要件の優劣		先に備えたほうが優先 (現行法上、登記優先ルールは採用されていない)	
		相違点	
①設定者の範囲		法人・自然人間問わず	法人のみ
②対抗要件具備の公示		なし	登記
コスト	③担保権の設定	必須なものなし(実務的に確定日付を付与する場合には1件700円)	譲渡登記: 1件7,500円(租税特別措置法84条の6第1項1号)
	④担保権の抹消	なし	抹消登記: 1件1,000円
	⑤先行する担保権の調査	ゼロベースで設定者に問合せ	動産譲渡登記の有無について画一的に調査可能
⑥対抗要件具備の存続期間		なし	あり

担保権者間との意思表示のみで、占有の外観が変化することなく対抗要件を具備することができる。実務上は、法令上の要件ではないものの、占有改定による対抗要件具備のエビデンスとして、譲渡人と譲受人との間で動産譲渡担保権設定契約書や占有改定確認書等を取り交わした上で、これらの私署文書に確定日付を付与する。

### (II) 特例法上の対抗要件具備

平成16(2004)年11月25日に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律」(以下「特例法」という。)が成立し、平成17(2005)年10月3日から動産譲渡登記制度の運用が開始された。

設定者である譲渡人と融資を行う譲受人が、東京法務局民事行政部動産登録課に共同で登記申請を行うことで(特例法7条2項)、動産譲渡登記ファイルへ記録(登記)がなされ、動産の譲渡について引渡し(民法178条)があったものとみなされる(特例法3条1項)。その結果、対抗要件の具備が動産譲渡登記により公示されることに

なる。

## 2 相違点に関する検討

占有改定と動産譲渡登記が競合した場合には、その時点の先後によって優劣が決定される。すなわち、現行法上、登記優先ルールは採用されていない。

ここで、占有改定と動産譲渡登記を比較すると、次の【図表1】のとおり、設定者の範囲や対抗要件具備の公示、コスト、存続期間等で違いがみられる。

### (I) 設定者の範囲

占有改定では法人・自然人を問わず設定者になることができ、いわゆる個人事業主も設定者になることができる。一方、動産譲渡登記の設定者は法人に限定されており(特例法3条1項)、自然人は設定者になることができない。そのため、設定者が自然人の場合は、動産譲渡登記の利用ができず、占有改定を選択せざるを得ないが、占有改定では公示がなされないため、自然人による動産譲渡担保の設定の有無は、いわ

ばブラックボックス状態といえる。

一方、動産譲渡登記の設定者は法人に限定されており（特例法3条1項）、自然人は含まれない。

(2) 対抗要件具備の公示

実務上、占有改定と動産譲渡登記の双方を利用し、対抗要件を二重に具備するケースがみられる。まず占有改定による対抗要件を具備し、そのエビデンスとして、動産譲渡担保権設定契約書や占有改定確認書等の私署文書に確定日付を付与する。その後、動産譲渡登記によって対抗要件を具備した旨を公示する。同一の当事者間で二重に動産譲渡担保の対抗要件を具備する背景には、まず意思表示のみで簡易に設定可能な占有改定によって対抗要件を具備し、その上で、公示機能のある動産譲渡登記によって公示の弱い占有改定を補完する目的があるといえよう。

(3) 担保設定時のコスト

占有改定による対抗要件を具備する際の法令上必須のコストはない。なお、動産譲渡担保権設定契約書や占有改定確認書等の私署文書に、法務局又は公証役場で確定日付の付与を受ける場合には、1件につき700円がかかる（確定日付手数料規則1、公証人手数料令37条）。

一方、被担保債権額にかかわらず、動産譲渡登記を申請する際の登録免許税は、原則として1件につき1万5,000円であるが

（登録免許税法別表1・9(1)）、租税特別措置法の適用により1件につき7,500円となる<sup>(注3)</sup>（租税特別措置法84条の6第1項1号）。

(4) 担保抹消時のコスト

占有改定を解除等で抹消する際の法令上必須のコストはない。

一方、動産譲渡登記の抹消登記を申請する際の登録免許税は1件につき1,000円である（登録免許税法別表1・9(4)）。なお、登記の存続期間の満了によって登記官が職権抹消する場合には登録免許税はかからない。

(5) 調査コスト

担保設定や担保抹消以外の場面においても、金額では一律に表せないものの、担保設定前における調査コストがかかる。これから動産譲渡担保を取得しようとする者は通常、第1順位の担保権者となることを期待するため、かかる調査コストは、先順位の担保権者の存否を把握する上で欠かせないものといえよう。

先行する占有改定の存否の調査では、動産譲渡担保を取得する者がゼロベースで設定者に問合せをする必要がある。設定者としては、何らの契約等もなしに、担保を取得しようとする者からの要請に応じる義務はない。また、設定者への調査が実現したとしても、調査の時間や質は、設定者の営業時間、資料の管理状況、担当者の実務レ

(注3) 動産譲渡登記と不動産登記の担保設定時のコストを比較すると、被担保債権額が同一であっても、登記にかかる登録免許税の額に開きが大きいといえる。例えば、被担保債権額が1億円の場合、動産譲渡登記では7,500円の定額課税である一方、不動産の(根)抵当権設定登記では、債権額(極度額)1億円×0.4%の定率課税により40万円となる。

【図表2】動産譲渡登記に関する各証明書の比較

	登記事項証明書	登記事項概要証明書	概要記録事項証明書
請求先	動産譲渡登記所 (東京法務局民事行政部動産登録課)	動産譲渡登記所 (東京法務局民事行政部動産登録課)	・全国の登記所 ・インターネット登記情報提供サービス
主な記載事項	◆個別事項 (個別動産) ・動産の種類 ・動産の記号、番号その他の同種類の他の物と識別するために必要な特質 (集合動産) ・動産の種類 ・動産の保管場所の所在地 (共通) ・動産通番 ◆概要事項 ・譲渡人の商号又は名称等 ・譲受人の氏名等 ・登記原因及びその日付 ・存続期間 ・登記番号 ・登記年月日(時刻)	◆概要事項 ・譲渡人の商号又は名称等 ・譲受人の氏名等 ・登記原因及びその日付 ・存続期間 ・登記番号 ・登記年月日(時刻)	・譲渡人の商号又は名称等 ・譲受人の氏名等 ・登記番号 ・登記年月日
請求権者	一定の者(当事者・利害関係人)	誰でも可	誰でも可
窓口・送付による手数料	1通800円	1通500円	1通300円(インターネット登記情報1件142円)
譲渡人の商号・本店変更登記の連動	なし(動産譲渡登記時のまま)	なし(動産譲渡登記時のまま)	あり(商業・法人登記と連動)

ベル等に左右されやすいといえよう。

一方、動産譲渡登記では、誰でも取得可能な登記事項概要証明書や概要記録事項証明書によって、設定者の関与なく、動産譲渡担保の設定や抹消の有無を画一的に調査することができる。概要記録事項証明書については、インターネット登記情報提供

サービスを通じて、ネット環境があれば土日祝日も取得可能である<sup>(注4)</sup>。調査の結果、動産譲渡登記ファイルの記録がある場合には、その登記番号に対応する登記事項証明書の提示を設定者に求めて担保対象となる動産を特定し、先順位の担保権者の存否を判断することができる。先行する動産

(注4) 一般財団法人民事法務協会「登記情報提供サービスの利用時間の拡大について」  
[https://www1.touki.or.jp/news/details/info22\\_009.html](https://www1.touki.or.jp/news/details/info22_009.html)  
 インターネット登記情報提供サービスの利用可能時間は、従来、平日午前8時30分～午後9時であったが、令和4(2022)年10月1日より拡大し、平日は午前8時30分～午後11時、土日祝日は午前8時30分～午後6時となった。

譲渡登記ファイルの記録がない場合には、その旨の証明書（いわゆる「ないこと証明」）が交付され、動産譲渡登記上においては、第1順位であることが判明する。

(6) 対抗要件具備の存続期間

占有改定には法令上の存続期間はなく、当事者間で占有改定の解除を適切に行わなければ、動産譲渡担保の抹消の有無が不明瞭となり、空の対抗要件の具備が存在し続けることになる。例えば、占有改定による対抗要件の具備を証する動産譲渡担保権設定契約書や占有改定確認書等が存在するものの、それに対応する占有改定の解除に関する資料——例えば、解除証書や弁済証書等——が見当たらない場合である。

一方、動産譲渡登記には存続期間があり（特例法7条2項6号）、法定の存続期間の上限は登記受付日から10年である（特例法7条3項）。登記の存続期間が設けられた背景には、登記の存続期間について制限を設けない場合、システム上の負荷が過大であり、検索等の作業に支障をきたすおそれがあるとされていた<sup>(注5)</sup>。法定の存続期間を超える場合の登記申請では、その添付書類として、「特別の事由があることを証する書面」が必要となる（動産・債権譲渡登記令8条3号・4号）。特別の事由があることを証する書面とは、10年を超える返済期間や償還期間を定める契約書の写し等であり<sup>(注6)</sup>、写しを提出する場合に

は、作成者が原本証明する必要がある<sup>(注7)</sup>。なお、登記の存続期間が満了すると、登記官の職権により当該登記が抹消される（動産・債権譲渡登記令4条1項）。

4 動産譲渡登記の改善

ここまでの占有改定と動産譲渡登記の比較をふまえて、動産譲渡登記の改善案について検討することとする。

(i) 商号登記を具備した個人への利用範囲の拡大

(i) 自然人の範囲の線引き

担保法制部会でも取り上げられているとおり、自然人による動産譲渡登記の利用を認める場合、不動産担保や個人保証に依存しない、ABLの促進<sup>(注8)</sup>につながるものとする。自然人を対象に、動産を担保にして融資する場合、担保を取得しようとする者は、占有改定によって対抗要件を具備せざるを得ず、“常に”先行する占有改定が存在するリスクをはらんでいるといえる。

自然人の範囲を無制限に認めるのか、それともある一定の範囲に限定するのかわかり点については、商号登記を具備した個人商人に限定するのが望ましいと考える。この理由としては、自然人の生活財産等を無制限に担保対象とすべきではない点、個人商人の商号登記（商法11条2項、商業登記法28条）の有無によって画一的なすみ

(注5) 植垣勝裕＝小川秀樹『一問一答 動産・債権譲渡特例法(三訂版増補)』(商事法務、2010年)86頁

(注6) 前掲(注5) 植垣＝小川・一問一答86頁

(注7) 司法書士等の登記申請代理人による原本証明は認められていない(日本司法書士会連合会編『動産・債権譲渡登記の実務(第2版)』(金融財政事情研究会、2016年)53頁)。

(注8) 前掲(注2) 法務省・補足説明56頁

【図表3】登記記録例：商号登記

管理番号 ○○○○-○○-○○○○○○	
商号	ABC商店
営業所	東京都新宿区新宿○丁目○番○号
会社法人等番号	○○○○-○○-○○○○○○
商号使用者の氏名及び住所	東京都中野区中野○丁目○番○号 司法太郎
営業の種類	1 衣料品、服飾雑貨、日用品雑貨の輸出入 2 食料品、茶、清涼飲料水、ジュース類の輸出入 3 コンピューターとその周辺機器の輸出入
登記記録に関する事項	新設
令和○年○月○日登記	

分けができる点、商号登記には会社法人等番号が付されており、商業・法人登記と紐づけした検索や公示が可能である点が挙げられよう。

(ii) 商号登記に関する検討事項

ア 設定時：商号新設登記の登記審査

商号新設登記の申請形態は、商号使用者による単独申請である。商号新設登記においては、商号、営業の種類、営業所、商号使用者の氏名及び住所等を記載した登記申請書（商業登記法17条）のほか、添付書類として、司法書士等の資格者代理人が申請する場合は委任状が必要となる（商業登記法18条）。その他、3万円の登録免許税（登録免許税法別表1・29(1)イ）と、書面申請の場合は、印鑑届書及び作成後3か月以内の印鑑登録証明書（商業登記規則9条1項・5項）が必要となる。

登記申請人が商人であるか否かは登記審査の対象外であることから、個人商人以外の自然人の生活財産等を対象に担保設定するため、動産譲渡登記の前提として商号登記が利用される可能性は否定できない点について留意する必要があるといえよう。

イ 変更時：商号の変更・廃止登記における登記義務

登記事項に変更が生じたとき、又はその事項が消滅あるいは商号を廃止したときには、遅滞なく、その変更又は消滅の登記をする義務があるものの（商法10条、商業登記法29条）、商号登記には株式会社のような登記期間の規定はなく（会社法915条参照）、過料の制裁の対象にもなっていないことから（会社法976条1号参照）、商号の登記記録と実体が一致しない外観が放置されるおそれがある。

ウ 廃止時：商号の廃止登記と動産譲渡登記との連動

商号登記を備えた個人商人が商号登記を廃止した場合（商業登記法29条2項）には、動産譲渡登記の利用要件の前提を満たさなくなる。商号の廃止登記と連動して動産譲渡登記をも抹消するとした場合、商号の廃止登記は商号使用者からの単独申請によるため、担保権者が関与しないところで動産譲渡登記が抹消されるリスクがあるといえよう。

一方で、商号登記の廃止時に動産譲渡登

記の抹消が連動しないとした場合には、商号登記が廃止されているにもかかわらず、動産譲渡登記が外観上存在するおそれがある。例えば、動産譲渡登記を設定するためだけに暫定的に商号登記を新設し、動産譲渡登記の完了後に商号の廃止登記を申請するといった事態も想定される。この点については、後述で触れるが、商号登記と動産譲渡登記の共通事項である会社法人等番号とを紐づけることによって、動産譲渡登記が存在する場合には、商号の廃止登記を認めないという取扱いも考えられよう。

## (2) 登記申請時における会社法人等番号の必須化

### (i) 会社法人等番号の不変

動産譲渡登記においては、その種類として、動産譲渡登記(特例法7条)、延長登記(特例法9条)、抹消登記(特例法10条)の3つに限られており、商号や本店等の登記名義人の表示変更や更正登記は認められていない<sup>(注9)</sup>。

平成17年(2005)年10月1日の動産譲渡登記の運用開始当時は、付与された会社法人等番号がその後変更された場合でも、動産譲渡登記ファイルの記録がなされる登記事項証明書や登記事項概要証明書の会社法人等番号は動産譲渡登記時の表記のまま

であった。したがって、登記名義人の表示変更や更正登記が認められていない動産譲渡登記においては、動産譲渡登記後に会社法人等番号が変更される可能性がある点を踏まえると、動産譲渡登記申請時に会社法人等番号を提供しない実益もあったといえよう。しかし、平成24(2012)年5月21日からは株式会社等、平成27(2015)年3月2日からは外国会社・外国法人及び個人商人に付された会社法人等番号が不変となったため<sup>(注10)</sup>、現状、動産譲渡登記の申請において会社法人等番号提供は任意であるところ、これを必須にすることは意義があると考えられる。

### (ii) 商業・法人登記との連動

公示のレベルを高めるという観点から、譲渡人の商業・法人登記における登記事項概要ファイルの記録と連動する概要記録事項証明書と同様に(動産・債権譲渡登記規則7条)、商業・法人登記における商号変更や本店移転等の情報を、動産譲渡登記ファイルの記録がなされる登記事項証明書や登記事項概要証明書について、登記官の職権により連動させることも一案であろう。もっとも、会社法人等番号が不変であることから、会社法人等番号を登記事項とした場合には、その検索<sup>(注11)</sup>によって、

現在の譲渡人の商号及び本店等を特定することもできることにはなる。

譲受人については、法人だけではなく、個人事業主ではない自然人についても動産譲渡登記をすることが認められている(特例法7条2項2号)。会社法人等番号が付与されない、自然人である譲受人の住所や氏名等に変更や更正事由があった場合、公開が前提である会社法人等番号とは異なり、非公開が前提である個人番号(マイナンバー)を動産譲渡登記と連動させるのは困難であると思われる。したがって、譲受人について、動産譲渡登記と連動させる範囲は、会社法人等番号が付与される法人や商号登記を備えた個人商人に限定するのが相当であろう。

## (3) 登記の存続期間の調整

### (i) 登記の法定の存続期間伸長

動産譲渡登記や延長登記において、動産譲渡登記時から起算して存続期間が10年を超える場合には、特別の事由があることを証する書面が必要となる(特例法7条3項、9条1項)。ここで、法定の存続期間を伸長した場合には、特別の事由があることを証する書面を添付するケースが減り、登記申請のフローの簡易化につながる<sup>(注12)</sup>。また、特別の事由を証する書面を添付する

場合、制限事項に該当することから、オンラインによる申請は認められないところ、法定の存続期間を伸長すると、制限事項に該当するケースが減り、オンライン申請の利用促進につながる<sup>(注13)</sup>。

譲渡人による支払いが遅延するおそれがある場合には、登記の存続期間が満了するまでに、最終弁済期の変更に応じた延長登記を申請しなければ、登記官の職権により動産譲渡登記が抹消されるため<sup>(注14)</sup>、無担保状態となりかねない。もっとも、延長登記は、譲渡人と譲受人による共同申請であるところ(特例法9条1項)、登記義務者である譲渡人が協力しないということも想定される。その場合には、判決による登記となるが(登記令6条)、判決に基づく登記申請前に、登記の存続期間が満了してしまうことも想定される。そこで、登記の法定の存続期間を超える場合の最終弁済期に余裕を設けるというニーズがあるものと考えられる。

以上をふまえて、登記の存続期間が設けられた背景の一つである、システム上の負荷が過大であり、検索等の作業に支障をきたすおそれ<sup>(注15)</sup>が現在のIT技術においてクリアになるという前提であれば、登記の法定の存続期間について、現行の10年か

(注9) 伊藤隆『動産・債権譲渡登記手続の実務対応Q & A [全訂版]』(金融財政事情研究会、2019年)102、103頁

(注10) 法務省「会社法人等番号の付番方法の変更について」  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00068.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00068.html)

(注11) 国税庁「法人番号公表サイト」  
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

国税庁の法人番号公表サイトでは無料で法人番号を検索することができる。検索の結果、表示される番号は13桁であるが、はじめの1桁が管理番号、その後に続く12桁が登記記録上の会社法人等番号と同一である。

(注12) 特別の事由があることを証する書面である、10年を超える返済期間や償還期間を定めた契約書の写し等には、実務上、譲渡人及び譲受人が各種契約に記名押印した上で、その原本に法務局又は公証役場で確定日付を付与し、その後に写しを作成し、作成者による原本証明を経ることになるが、存続期間を伸長すると、原本証明なく登記申請できるケースが増えることになる。

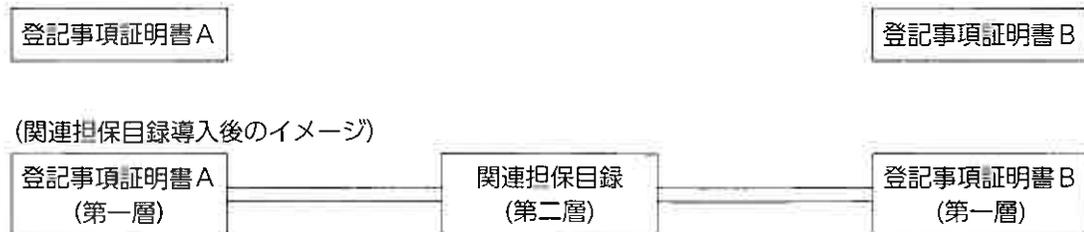
(注13) 法務省「1 オンライン登記申請の手続」  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00035.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00035.html)

(注14) 前掲(注9)伊藤・Q & A 99~101頁

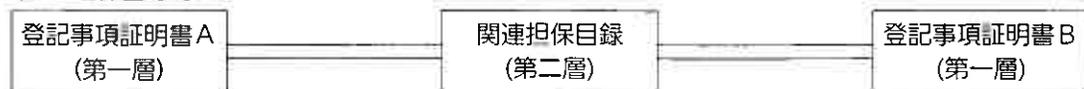
(注15) 前掲(注5)植垣=小川・一問一答 86頁

(注16) 前掲(注5)植垣=小川・一問一答 75頁

【図表4】動産譲渡登記記録のイメージ  
(現状)



(関連担保目録導入後のイメージ)



ら、例えば15年ないし20年に伸長することも一案である。

(ii) 短縮登記の許容

登記の法定の存続期間内においては、当事者は自由に登記の存続期間を定めることができる<sup>(注16)</sup>。延長登記は認められている一方で、短縮登記は認められていない。

過剰担保の予防<sup>(注17)</sup>や一部繰上げ返済等を踏まえると、動産譲渡登記後における存続期間の調整手段の確保を図るという観点では、当初登記した存続期間の短縮登記を認める実益があると考えられる。

(1) 関連担保目録による公示

(i) 関連担保目録導入の意義

関連担保目録は、同一の動産又は債権を目的とする新たな規定に係る担保権に関する権利関係を関連担保目録にできる限り一覽的に公示することを目的として、担保法制部会において新たに導入が検討されている案である<sup>(注18)</sup>。

動産譲渡登記は、設定者である譲渡人ご

とで独立して編成される人的編成主義であり、他の登記とは関連しておらず、担保対象の動産の同一性は、複数の登記事項証明書を照合して判断することになる。担保対象の動産の同一性を調査する際、担保権者のみでは限界があるところ、関連担保目録を設定するにあたって設定者の関与を要するとした場合、担保対象の動産の同一性について設定者が自認する機能をもたせることができる。

各登記を関連づける関連担保目録の公示方法については、担保法制部会で提示されているとおり、第一層である動産譲渡登記ファイルの概要事項や個別事項をベースとし、関連担保目録は、オプションとしての位置付けで第二層とすることで<sup>(注19)</sup>、現行の動産譲渡登記制度における概要事項や個別事項(第一層)を大幅に修正することなく導入できる。

(ii) 私的実行通知と会社法人等番号

担保法制部会では、担保権による私的実

(注17) 前掲(注9)伊藤・Q&A 54~57頁  
債権譲渡登記の存続期間に関する留意点について記載されているが、動産譲渡登記の存続期間においても、一律に法定の最長期間に合わせて存続期間を設定すべきではないと考える。

(注18) 前掲(注2)法務省・補足説明51~57頁

(注19) 前掲(注2)法務省・補足説明54頁

(注20) 前掲(注2)法務省・補足説明55頁

行の通知先について、関連担保目録に記録された後順位担保権者に限定する旨の案が議論されている<sup>(注20)</sup>。もっとも、現行では、登記名義人の表示変更や更正登記の制度がないため、実行通知の実効性を確保するためには、その前提として、譲受人の本店等や商号等を商業・法人の登記記録等と一致させる手段を設ける必要がある。登記名義人の表示変更や更正登記を許容することや、法人や個人商人については、前記(2)のように、会社法人等番号を必須の登記事項とし、登記官の職権で登記名義人の表示変更や更正登記を行うといった方法が考えられる。

5 小括~登記優先ルール導入に関する考察~

これまで取り上げた動産譲渡登記の改善点について、登記優先ルールが導入された場合<sup>(注21)</sup>には、以下(1)~(3)の視点において有効に機能するものとする。

(1) 設定者の範囲拡大と対抗要件具備の選択肢増加に関する視点

個人事業主についても動産譲渡登記を利用できるようになれば、設定者、担保権者いずれの立場からみても、法人、個人事業主問わず、ニーズやコストを踏まえて、動産譲渡担保の対抗要件具備の方法を選択することができよう。また、個人事業主から動産譲渡担保を取得する場合、占有改定に

よる対抗要件を具備せざるを得なかったところ、動産譲渡登記の利用が可能になれば、隠れた占有改定による調査コストの軽減や取引の安全にもつながろう。

一方、動産譲渡担保を簡易に設定する場合には、占有改定を選択することも考えられる。もっとも、占有改定により対抗要件を具備した担保権者は、登記優先ルールに基づき、後から動産譲渡登記により対抗要件を具備した担保権者に劣後するおそれがあるため、設定者との信頼関係等を踏まえて選択することになる。

(2) 対抗要件具備のコストに関する視点

動産譲渡担保の設定時だけでなく、担保設定前から担保抹消時までの一連の場面も想定してコストを捉えることも、全体のコストを捉える上で欠かせない視点といえよう。

権利関係に関する情報が登記記録に集約される不動産登記とは異なり、動産譲渡登記では、いくら調査を尽くしても第1順位の担保権者であるか否かを判断しきれない一面がある。動産譲渡担保を取得する者は、自らが“おそらく第1順位である”という位置付けというのが実情ではないだろうか。

登記優先ルールが導入された場合には、少なくとも隠れた担保目的の占有改定の存否を加味する必要がなくなり、自己の担保順位について予見可能性が高まるという見方ができる。動産譲渡登記は、たしかに担

(注21) 学会報告の質疑応答において、登記優先ルールが導入された場合に想定される懸念点は何かという指摘については、これまで動産譲渡登記を選択せず、占有改定で動産譲渡担保の対抗要件を具備した者にとっては、登記優先ルールにより、これまでの担保順位が覆るおそれがあり、既得権を喪失するおそれがあると考えられる。

保目的譲渡又は真正譲渡であるかの区別はないものの、動産譲渡登記による調査をきっかけにして、担保設定前に、担保を取得しようとする者は設定者に問合せし、動産譲渡登記上における担保目的譲渡又は真正譲渡について調査する手がかりが得られよう。先行する担保目的の占有改定の存否を考慮しなくなる点において、新たに取引に入ろうとする際の調査コストの軽減につながるのではないだろうか。

### (3) 公示のレベル向上に関する視点

#### (i) 休眠担保の公示

存続期間の定めのない占有改定では、公示なく、半永久的に存続し得るおそれがあり、後から担保権者である旨を主張されるリスクが潜在的に残るといえよう。

一方、休眠担保である空の動産譲渡担保は、登記の存続期間の満了によっていずれは抹消されることから、動産譲渡登記の当事者が行方不明等により抹消の登記申請がなされていない場合であっても、不動産登記における抵当権や根抵当権の休眠担保(不動産登記法70条等)とは異なり、半永久的に登記上公示されることはない。

登記優先ルールの下では、動産譲渡登記による対抗要件を具備すれば、仮に占有改定によって対抗要件を具備した休眠担保が存在したとしても、それに優先する担保権を取得できる。また、動産譲渡登記では、登記の存続期間によって休眠担保の外観が

(注22) 学会報告の質疑応答において、人的編成主義である動産譲渡登記において物的編成主義を取り入れる要素はどの点にあるかという指摘については、物的編成主義である不動産登記記録では、権利部乙区において担保順位が一覧で公示されており、この公示方法は関連担保目録において担保順位が一覧で公示される点と類似していることから、動産譲渡登記の関連担保目録においても物的編成主義の要素、より厳密には不動産登記における公示方法の要素があると考え。

半永久的に残らない点において、公示面において取引の安全が図られるといえよう。

#### (ii) 担保順位変更の公示

占有改定ではそもそも公示がないため、その前提では、占有改定により対抗要件を具備した者を含めた順位変更——例えば、占有改定により対抗要件を具備した者同士や、占有改定により対抗要件を具備した者と動産譲渡登記により対抗要件を具備した者との間の順位変更——の公示ができない。担保権者間の順位関係が複雑に錯綜するリスクが高いため、占有改定により対抗要件を具備した担保権者との間での順位変更について公示制度を設けることは困難であるだろう。

一方、動産譲渡登記では、もとの登記をベースに、物的編成主義である不動産登記記録の権利部乙区のように、関連担保目録によって担保順位を一覧に表記する等、担保順位やその変更について公示がしやすいといえよう<sup>(注22)</sup>。

(もとはし ひろき)

## 日本登記法学会第7回研究大会 「担保法制の見直しと登記」コメント

早稲田大学法学学術院教授 白石 大

2022年11月26日に開催された日本登記法学会第7回研究大会の午前の部では、「担保法制の見直しと登記」をテーマとして、研究者と実務家の立場からそれぞれ1名ずつの報告が行われた。筆者は、研究大会当日にコメンテーターを務めたが、以下ではその際に述べたコメントの内容を再現する。

### 1 青木報告について

青木則幸教授の報告「動産債権担保法制の見直しにおける担保ファイリング案と登記優先ルールの意義」は、アメリカの動産担保法制の発展過程において公示が果たしてきた機能を整理し、そこから得られた示唆に基づいて、今後の担保法改正論議で検討の俎上に載せられた担保ファイリング案と登記優先ルールの分析・評価を行うというものであった。改めていうまでもなく、アメリカのファイリング制度はグローバルスタンダードとしての地位を確立しつつあり、我が国での動産・債権担保法制の設計

を検討するにあたって常参照されてきた。この分野において、アメリカ法を一貫して研究してこられた青木教授の報告を伺うことができたのは、きわめて有益であった。

法制審議会担保法制部会が近日中に公表する予定(当時)の中間試案では、当初から検討されてきた担保ファイリング案ではなく、登記優先ルールに基づく規律が提案される見通しである<sup>(注1)</sup>。もっとも、青木報告にもあったとおり、担保権の重複設定の場面において公示(=登記)が優先権確保の機能(青木報告にいうアメリカ法の第3~第4段階の機能)を担うという点で

(注1) その後、2023年1月20日に公表された「担保法制の見直しに関する中間試案」は、「登記により対抗要件を備えた新たな規定に係る動産担保権は、占有改定により対抗要件を備えた新たな規定に係る動産担保権に優先するものとする」として、本文記載のとおり登記優先ルールを提案している(第2章第4・1(2)エ)。

(注2) もっとも、法制審議会担保法制部会の設置前に行われていた「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」の報告書では、差押債権者や倒産管財人が占有改定のみを具備した担保権者に優先するという考え方があり得ると示唆されていた(商事法務編『動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会報告書』別冊NBL177号(2021年)84頁)。この考え方は法制審議会担保法制部会の初期の議論にもみられるが(部会資料4・16-17頁)、中間試案とともに公表された「担保法制の見直しに関する中間試案の補足説明」にはこれに関する言及はない。